

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第23回）			
日 時	平成25年7月22日（月）18時00分～20時07分		
場 所	弘前市役所5階入札室	傍聴者	7人
出席者 (19人)	委員 (10人)	佐藤三三委員長、柴田委員、工藤委員、福士委員、清野委員、鹿内委員 阿部委員、島委員、村上委員、三橋委員	
	執行機関 (9人)	櫻田課長、三上課長補佐、白戸主幹、工藤係長、櫻庭主査、対馬主査、 佐藤主事、阿保主事、鼻和主事	
	その他	—	

会議概要

1 開会

2 議事

(1) 中間報告書案について

【結論（審議方法）】

- ・中間報告書案において、協議、確認を要する事項について、審議するとともに、それ以外で修正が必要と思われる点について確認する。
- ・前2回の会議で出た修正意見として反映したものを、新旧対照表にまとめたので、最終確認をする。

【項目 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容について】

(行政運営（9）個人情報保護について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(行政運営（10）意見聴取手続きについて)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(行政運営（11）附属機関の運営について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(市民投票について)

- ・方針アの、市民投票の目的について、案1、案2を基に議論してほしい。市民投票はあくまでも間接民主制を補完するためのもので、それに考慮した表現が案1、市民の意見を確認するためと、直接的に表現しているのが案2である。また、市民投票という表現をしているが、この条例では市民は市内に居住する人と、ある程度範囲を決めていて、市民というワードを使うと、結果的に住民投票の範囲を決めてしまうことになるので、この部分では、「市民」ではなく「住民」という表現に直したい。
- ・案1と案2だと、どちらの方が尊重する意味合いが強いか。
- ・案2の方が強い。案1は議会への配慮の強いもので、他の自治体でよくあるのが、住民投票という制度自体が、直接市民とやり取りして意見を聞くので、議会の意味というのが問題になることがある。
- ・市長が住民投票の結果を尊重して議案にまとめて、議会に提出し、議会はそれについていいか悪いかの決定権を持っているので、配慮しなくてもいいのではないか。
- ・ニュアンスの部分で配慮が強いか弱いかの違いである。
- ・どちらも議会に配慮していない感じがする。最終的には市長が権限を持っていて、住民投

票の結果を尊重するということがわかれば、あとは手続きに従って行えばいいだけなので、どちらの表現でもいいと思う。

- ・市民の意見を確認するという、案2がいいと思う。

(結論)

- ・案2の表現で決定。

(市外の人々、国等との連携 (1) 市外の人々との連携等について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(市外の人々、国等との連携 (2) 国等との連携について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(市外の人々、国等との連携 (3) 国際社会との交流及び連携について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(この条例の実効性の確保について)

(論点1)

- ・実効性の確保の議論の中で、自治基本条例の見直し、検討とは具体的にどういうことをやるのかわかりづらいという意見があったので、方針イに記載した。これで良いかどうかを確認していただきたい。

- ・各種審議会の中では、この審議会は行政全体を見るような権限の強い審議会に思える。今までの議論で、理念条例だけで終わらないためにも、このような権限を持たないとだめだと思うので、これでいいと思う。

- ・私もそう思う。条例の精神を、実際に活用されて、やられているかということが大事なことだと思う。

(結論)

- ・具体的な内容が記載されているので、案のとおり決定。

(論点2)

- ・諮問の仕方の議論で、諮問を少なくとも年1回はするべきという意見があつたが、この委員会のように、複数年の審議を要するものが出てくる可能性があるので、年1回という書き方ではなく、あくまでもその機能を果たすよう配慮するという書き方を提案する。

- ・以前の議論で、市長が諮問しないとだめなので、年1回という言葉を入れたと思う。

- ・今の時代は社会情勢もすぐに変わるし、自治の推進の取組の方向性がしっかりしているかというのは大事なところだと思う。年に1回などという問題ではなく、いつでも開けて、対応ができるようにしたほうがいいのではないかと思う。

- ・定例化しないで、いつでもチェックしているというイメージか。

- ・自分も案2の方がいいと思う。機能を果たすよう配慮ということなので、その機能をきちんと果たしているかどうかをチェックできる。

- ・案1では、少なくとも年1回開くという縛りがある。案2は、市長に任せることで、機能を果たしてくださいという程度のもの。

- ・案2は、捉え方によってはきちんとやってくださいと捉えられるが、いつ招集してくれるのかとも捉えられる。案1では、少なくとも1回と、必ず1年に1回はやってくれる。

- ・実効性を確保するには、常に行政と審議会の委員をきちんとした議論をしていくことが必要だし、それが協働のまちづくりの原点だと思う。

- ・いつでもなどの表現を使えば、1年に2回でも3回でもやる意味なのだけれども、今の話を聞くと必要がなければずっとやられないことになってしまう。

(結論)

- ・少なくとも1回行うという表現がある、案1で決定。
- ・方針才で、審議会の委員は公募を実施しなければならないとしているが、義務付けるかどうか。義務付けなければ、附属機関の部分を引用することになる。
- ・公募の人を入れるということは、意見が偏らなくなるという意味合いもあると思う。事務局で決めた人ばかりだと、偏った意見を言う人を集めめる可能性がある。今まで透明性ということを議論してきたので、公募委員というものはあった方がいいのではないか。
- ・公募は、市民にいろいろなことが浸透する、協働の精神からいけばやはり必要なことだと思う。仮に何もわからない高齢者の一人であっても、それは市民、地域に浸透していくという意味では公募というものが非常にいいのではないかと思う。
- ・現在、公募を必要としていない審議会があると思う。この部分が、他の審議会にも適用され、尊重するとなると、条例を改正する必要が出てくる。そういった部分を危惧しているが、この公募の部分はこの条例だけの適用になるのか。
- ・あくまでもこの条例のための審議会だけを指している。

(結論)

- ・方針才の表現のまま決定。

【修正部分を新旧対照表で確認】

(結論)

- ・新旧対照表のとおり決定。

3 その他

(1) 市民意見の集約方法、その内容について

【結論】

- ・短い時間では決定できないので、改めて会議を開くこととした。
- ・その会議については、8月中旬以降に開催することとした。

(2) その他

【結論】

- ・特になし